

令和2年第7回 大石田町議会臨時会会議録

令和2年11月30日(月)、大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(芳賀清君) 午前 10 時 00 分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1 番 二藤部冬馬君	4 番 岡崎英和 君	7 番 大山二郎 君
2 番 今野雅信 君	5 番 村形昌一 君	8 番 遠藤宏司 君
3 番 熊谷富太郎君	6 番 小玉 勇 君	9 番 齋藤公一 君
		10 番 芳賀 清 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	村岡藤弥君	保健福祉課長	八 鍬 誠君
副町長	花田 淳君	産業振興課長	
教育長	本多 諭君	(兼)農業委員会事務局長	鈴木 太君
総務課長	高橋慎一君	建設課長	遠藤秀樹君
まちづくり推進課	大沼進悟君	教育文化課長	早坂勝弘君
町民税務課長			
(兼)会計管理者	土屋弘行君	総務課総務主幹	小玉大輔君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	小林基流
議会事務局議会主査	大沼裕子

提出議案目録

議案第57号 大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 事 の 経 過

1. 議長(芳賀清君)

お早うございます。

ただ今から、令和2年第7回大石田町議会臨時会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めまいります。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により

5番 村 形 昌 一 君

6番 小 玉 勇 君 を指名いたします。

次に日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき、協議を願っておりますので、その結果につきましては議会運営委員会委員長より報告をもとめます。議会運営委員会委員長 村 形 昌 一 君。

1. 議会運営委員会委員長(村形昌一君)

おはようございます。

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る11月16日告示、本日招集されました令和2年第7回大石田町議会臨時会の会期・議事運営等について、本日午前9時30分から議会運営委員会を開き、提出される案件等を考慮し、慎重に協議した結果、本臨時会は、皆さんのお手元に配付している会期・議事日程のとおりであります。

即ち、本臨時会は、本日1日限りの会期とし、その内容についてご説明申し上げ、皆さんのご賛同を頂きたいと存じます。

はじめに、ただ今、報告している会期の決定をいただきます。

次に、本臨時会に提出されている議案1件を上程し、提出議案について、町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明をしていただきます。

補足説明終了後、議案の審議をお願いし、終決後、本臨時会を閉会する考えであります。

何卒、本委員会の決定通り、皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和2年11月30日 大石田町議会運営委員会委員長 村 形 昌 一。

1. 議長(芳賀清君)

ただ今、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに、ご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 議案第57号、1件を議題として上程いたします。

日程第4. 町長より上程議案の説明を求めます。大石田町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本日、第7回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席いただき心から感謝を申しあげますと共に、日頃より町政各般にわたって特段のご指導、ご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、ただ今上程になりました議案の大要について、ご説明申し上げます。

議案第57号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」であります。

大石田町一般職の職員の期末手当支給率を改正するため、提案するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げました。なお、詳細については、担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

1. 議長(芳賀清君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

それでは、私の方から補足説明させていただきます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思っております。議案第57号大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一般職の給与については県準拠としておりますが、県は先般の県議会臨時会において、県人事委員会の勧告に合わせて条例改正しておりますので当町も同様に改正するものでございます。内容は提案理由にあるとおり、期末手当の支給率の改正でございます。

次のページをご覧くださいと思います。3ページになります。

なかほど、「100分の127.5」を「100分の122.5」に改めるというふうにありますけれども、端的に言うと、令和2年度の一時金、いわゆるボーナスとなりますが、0.05月引き下げて現行の4.40月分から4.35月分にする、というふうな改正でございます。

第2条をご覧くださいと思います。第2条の中に「100分の127.5」を「100分の125」に改めるというふうな文言でございます。

一見見ると、上がるのかなというふうに思われがちですが、実は期末手当、6月期と12月期の2回にわたってお支払いしておりますので、もう6月期は支払ってしまいました。期末時に調整するとなると0.05月、2回に分けているやつを1回で差し引く事になります。2条にあるものは、下げ過ぎたものを上げてあげないと2回に分けた時に、減額が大きくなってしまうと、いうふうな事で、ちょっと分かりにくい説明で申し訳ないんですけども、そういった事になろうかと思っております。ですので、分かりやすく言うと第1条、「100分の127.5」を第2条の「100分の122.5」に改めるというふうな考えで見て頂くとよろしいのかなと思っております。

なお、12月期の一時金の支給基準日が12月1日となっております。11月中に交布施行する必要がありますので臨時会の提案となっております。以上、補足説明とさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

以上をもって、上程議案について、町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明を終わります。

議案の審議を行います。日程第5. 議案第57号を議題といたします。

ご質疑のある方の発言を許します。4番 岡崎 英和 君。

1. 4番(岡崎英和君)

一点だけ教えて下さい。この規則を読む限りの確認です。第1条は明日から施行、第2条は4か月後の4月1日からの施行という理解で宜しいですか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

おっしゃる通りでございます。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。8番 遠藤 宏司 君。

1. 8番(遠藤宏司君)

今、コロナ禍の下で、非正規、そういう人だの減収、激しくなっている中で、国は財政出動してまで景気対策をやる。この、財政出動が上手く届いていないと、いろいろ問題があります。

そうした中で、県の人事委員会の勧告を受けて期末手当を減額すると、ただ一般的に聞いていれば、上位法が変わったから従うだけかなという気もしますが、社会情勢から見て、国の財政出動してまで景気対策、景気を盛り上げようとしている時に、公務員の給料を下げる事について町長の考えを伺いたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

勿論、上げるときはずんずんずんずん一般の会社では上がらないときも県の準拠しながら上げて来ました。今回は、県の準拠しながら、同じように歩調を合わせると言うことですので、ご理解頂きたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

この、24条はマイナス2パーセントなるのかな、マイナス2、これは24条の何項だや、マイナス0.5、この金額を減額した場合、総額で町職員の給与、総額でなんぼ減額なんのがお分かりでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

総額で150万円の減額になります。約でございます。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

上位法が変わったから変えると、まあそういう事で考えればそうかなと思うんですけど、おおかたの議員はそうなるんだろうと全体的に、しかし非常に矛盾すると、コロナ禍で商売、接客業、減額すると、んだがら国は支援すると、一方公務員の給与は減額すると、まあたわごとみたいなもので、得するに値しないかもしれませんが最後に町長の答弁を伺って、自分なりに裁決についての考えを決めたいと思いますので、もう一度、町長答弁お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

議員、ご存知のとおり、県に準拠した体制を取っておりますので、そこは上げる時は上げる、下げる時は下げるというような感じで進めて行きますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。6番 小玉勇君。

1. 6番(小玉勇君)

俺のその勘違いかもしれませんが、先日の新聞でですね、多分先程言った県の臨時議会だ

ったと思うんだけど、特別職の方も減額になってたと思うんだけど、今回この一般職だけって、どうふうに僕ら理解したらいいのか、僕は別に下げてくれって言ってるわけじゃないんだけど、どうふうに考えたらいいのでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

特別職のボーナスって言うていいのか一時金については、現在4.34月でございます。一般職の4.35月とほぼ均衡であるというふうな事で、トップ職の改訂は今回は見送ったというふうなところでございます。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

あの、だと、先日の県の方ってのは、県はこれ、ずれてたって事だったのかな。私の見間違いかな。県のも特別職、同じ様に下げたと思うんだけど。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

議員ご存知の通り、特別職の給与については条例で定めるという事になっております。県条例では、たぶん大石田町よりは高い支給率で支給していたものと考えられます。それを一般職に合わせて減額したというふうに私は理解しております。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。他にないですか。7番 大山 二郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

今回の、減額によって大体150万の減額になると、一般職の場合ですね。これは、減額するというのは、先程から出てるようにコロナ禍で、いろんな財政支出というのがあるからっていう事もあるんですけど、町として150万位の減額したものを、これはどういうふうに使って行くのか、あるいは、この分予算からただ減額で出してしまうのか、コロナ対策として、この150万位のお金を何かに使って行くというような考え方あるのかどうか、そこだけお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

前だと特別職の場合だと報酬削減というような事で財源にして、いろんな事業やってたと思うんですけど、性格的に一般職の給与でございますので、支出しないものについては、残として残るといふふうに私は考えております。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山 二郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

残として残るっていうか、結局は支払いをしないという事ですから、当初予算からその分を減額補正をして行くという考え方でいいのですか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

一般財源でございますので、減額するというふうになると思います。ただ、手当は3節ございますので、他の手当、例えば通勤手当、いろんな手当てがあるんですけども、扶養手当から。その中の精査になって、どのくらいの減額かというふうな事が出て来るとは思いますけども、今現在は、150万を財源にして新たな事業という事は、今のところ私は、考えておりません。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

今回のやつは、いわゆるボーナスという部分のみという事なので、他のこういった寒冷地手当とか通勤手当とか、そういうものには波及しないと思うんですね。まあ今回のボーナス分だけの差額というかたちになろうと思います。なるべく他に影響しないように、職員の生活もありますので、そんなに無理な削減をしないで、ただ、150万で何が出来るのかなと考えた場合、ちょっと難しいと言えは難しいんですけど、何かコロナに関するようなものに、もし、許すのであればですね、150万であっても予算として、これは支出できる予算だったという事であれば、コロナの何かに充てるとかですね、そういう事を考えても良いのではないのかなというように思うのですが、最後に町長そのへんはいかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

150万が多いか少ないかという分からないですけども、それをどういうふうにするか、勿論、残額として来年に、本会計に残すという事も一つの道でありますので、そこは各課とも話ながら進めて行きたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、町長に一点だけ、お伺いします。今回の条例の変更点、先ほどらいあるように、県の変更に準拠して町としては、合わせる。というような基本的な路線での判断だと思われま。そうは言ったものの、先ほどらい各議員なり、また、今県内、県外話出てるようにコロナ禍という点においては、誰もが経験した事のない、判断が難しい環境にあるのも事実ですので、県の変更に準拠するという理論、基本的な考えはあるにせよ、例えば、当町としての判断、例えば県内で一部コロナ禍がすぎて、局地的なロックダウンのような対応が求められる地域があった、しかしながら、当町では、まだ1人も罹患者が出ていないようなものがあるとすれば、単に県のルールに準拠するだけでなく、常に当町としての判断というものを含み置きする必要があるのかなと思いますが、そのへんの考えは町長いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今回の条例の改正でありますけれども、これを逃して次の時、もう一回下げるとか上げるとかなった場合の整合性もかなり難しいと思いますので、いつも通り準拠しながら、対応しているという事でご理解頂きたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

今までに、先ほどらい何度も繰り返しますが、置かれていない環境、誰もが経験した事のない状況ですので、随時やっぱり行政を運営する、導く者として前後左右、常に目を通す必要あるのかな、前後というのは当然、これまでの経過と、こらからの判断。左右と言うのは、他市町村の行政の判断。という事も踏まえて、やっぱり随時リアルにアンテナを張って判断が求められている状況なのかなと思いますので、そのへんの町長の意気込みを最後に一言頂きたと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

改正するにあたって、やっぱり横並び。と言っちゃ失礼なんですけども、そこは本当に大事にしないと我一人、よそよりもドーンと上げるというの、かなり難しい部分がありますので、そこは足並みを揃えて、これまでの通り、揃えながら進んで行きたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立であります。

よって、議案第57号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、令和2年第7回大石田町議会臨時会の全日程を終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本日の第7回町議会臨時会にあたり一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、急遽、ご参集いただき、そして慎重審議のうえ、提案いたしました案件を、原案とおりが可決いただきまして、誠に、ありがとうございました。

今度とも、各分野において全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

1. 議長(芳賀清君)

これをもって、令和2年第7回大石田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前 10 時 21 分





